

○厚生労働省告示第二百三十七号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表、7の(1)の表又は9の表のクレトジムの項中第2欄に掲げる食品（小豆類、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、かんしょ、だいこん類の葉、キャベツ、ひまわりの種子、ホップ、大豆油及びひまわり油を除く。）、クロラントラニリプロールの項中第2欄に掲げる食品（アーティチョーク、くり、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類に限る。）、デスメディファムの項中第2欄に掲げる食品、トリシクラゾールの項中第2欄に掲げる食品（米及び魚介類を除く。）、フラボフォスフォリポールの項中第2欄に掲げる食品（牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、乳及びその他の家きんの卵に限る。）及びプロシミドンの項中第2欄に掲げる食品（小麦、大豆、らっかせい、その他の豆類、チコリ、エンダイブ、その他のきく科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、かぼちゃ、その他のうり科野菜、未成熟えんどう、未成熟いんげん、みかん、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、ネクタリン、うめ、マンゴー、なたね、その他のスパイス及びひまわり油を除く。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成三十年五月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信